

第24期 軽井沢町農業委員会 第19回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第19回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。
市村初仁会長	委員の皆様、明けましておめでとうございます。昨年は皆様に大変お世話になりました。本年も何卒、よろしく願いいたします。 過日の報道等により現在、長野県は新型コロナウイルス感染拡大により国の蔓延防止措置が適用されている状況でございます。本日の総会も本来であれば全員を参集したいところではございますが、今申し上げた理由により、委員のみとさせていただきますことをご理解ください。推進委員の皆様には別途総会資料を配布してございます。なお、同日に開催予定でありました農業者との意見交換会も中止といたしました。皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、佐久農業農村支援センターの岡沢補佐より別紙の資料のご提供がございました。昨年同様に、書面会議に変更しますので、資料をご覧の上、事務局までご意見をお願い申し上げます。さて、1月に入りまして、本格的な冬季シーズンを迎えております。当町の農業は冬季間には農作業が行うことが難しい為、他の業務にご勤務いただいているご多忙中、委員各位の活動に感謝申し上げます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。最適化推進活動については、国の方針が今後、示される予定で、委員の目標数値設定など、今以上に農地所有者と耕作者とのマッチング活動を行っていくことが予測されます。コロナ禍で第24期農業委員会の一体的な活動が制限されている中、各自の今後の取り組みにも期待をしているところでございます。本日は土屋代理、岡沢補佐、佐藤係長は欠席の為、それぞれの報告はございません。それでは第24期軽井沢町農業委員会第19回総会を開催いたします。
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくお願いいたします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、13名の出席でございます。土屋代理より欠席の報告がありました。農地利用最適化推進委員7名中、全員の欠席でございます。

	<p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号5番の荒井龍介委員と議席番号14番の柳澤昌代委員の2名をお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第1ページの令和3年12月24日から令和4年1月27日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>12月24日(金)に第24期軽井沢町農業委員会第18回総会が開催されました。</p> <p>1月17日(月)に農業委員会1月役員会が開催され会長他が出席しました。</p> <p>続いて2ページの(2)土地処分結果の①許可分ですが、__ごさいまして、__は__を__が、__で、__が__として、令和__年__月__日付__の__で、__となっております。__も__、__で__が、__として令和__年__月__日付__の__で、__となっております。__も__、__で__が、__として令和__年__月__日付__の__で、__となっております。</p> <p>②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>続いて、3ページの(3)転用確認証明書による土地処分結果については、__ごさいまして、令和__年__月__日付、__、__の__、で__となっておりました、__の、__、__、__、__、__、__について、令和__年__月__日に、__し、証明書を交付いたしました。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1について説明をいたします。次第4ページ、補足資料1ページから14ページ、をお願いします。</p> <p>__でございます。__は、__、__に__のある、__さんです。__の__は、__、__、__の__で、__は、面積は__で、__を転用するものでございます。場所でございますが、補足資料2ページに位置図がございますが、__より__を__した、__になります。__の__ですが、__は__の__をし、__、__とのことです。__は__と</p>

	<p>なりますが、_____してれば____も____であるとの_____を_____、____に_____。なお、_____は_____、____を_____となっていることを補足説明いたします。</p> <p>町の用途地域区分は_____で、農地法による農地区分は、_____になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____となっています。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____からの_____で、_____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年_____までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の_____もございましたが計画図等を見る限り問題ございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障について、周囲は自己の所有地の為問題ございません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>12番の佐藤が議案第1号番号1について説明をします。_____に依田委員、佐藤推進委員、私と_____で_____を_____しました。_____はさきほど_____から_____でございます。_____は、_____となっており、_____でした。_____し、_____はございません。_____ので_____をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1について意見のある方は願います。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)</p> <p>ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の定による計画変更について」及び議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号1及び議案第3号番号1については申請者が同一である為、議案をまとめて説明し、審査をお願いするものでございます。</p> <p>次第5・6ページ、補足資料15ページから30ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。_____を_____いたします。_____については_____、_____で_____の_____で_____の_____で_____として_____になっておりましたが、_____してございます_____、_____に_____が_____で、_____には_____となりました。_____も_____とのことであり、今回、_____を_____として_____したいとの_____がありましたことから、_____、_____を_____となりました。それでは_____を_____いたします。_____は_____に_____のある、_____、_____です。_____は_____、_____です。_____は、_____、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____合計で_____です。</p> <p>_____でございますが、補足資料17ページに位置図がございますが、_____の_____から_____に_____ほど_____、_____に_____しております。_____ですが、_____でございます。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、_____になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____が_____、合計で_____となっています。_____ですが、_____となり、_____が_____されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定</p>

	<p>協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の_____、計画図等を見る限り問題ございません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま す。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりません ので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係 る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありませ ん。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上によ り議案第2号番号1及び議案第3号番号1については許可でき ない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号 番号1及び議案第3号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>議席番号3番の依田が議案第2号番号1及び議案第3号番号2を説明いたしま す。_____に佐藤豊委員、佐藤一之推進委員、_____、 私の_____で_____を_____。_____は_____から_____もござ いしましたが、_____の_____の_____の_____により、_____と しての_____できなかったことが_____で、_____の_____に_____。_____ _____は_____から_____を_____いたのですが、 _____そうです_____、_____にも_____ _____を_____し、_____から_____になりました。_____の_____ _____は_____に_____があり、_____はありますが、_____から _____、_____です。_____である_____ は_____を_____はないとのことです。_____は_____があつて、_____ を_____は、_____が_____でございます。_____の_____ は_____と_____いたします。_____の_____ _____を_____して、_____に_____を_____、_____も_____ _____に_____するなど、_____ではありますが、_____や_____にも_____ は_____。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案 第2号番号1及び議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号1及び議案第3 号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号1及び議案第3号番号1、を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1及び議案第3号番号1、は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第7頁から12項、をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。2月の公告分でございますが、再設定が、1件、1筆、面積は、3,010㎡、内訳は、畑3,010㎡です。新規が2件、5筆、面積は、7,381㎡、内訳は、田が4,683㎡、畑が2,311㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第3号、軽井沢町農用地利用集積計画の2月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画2月公告分について軽井沢町長へ、決定意見を送付します。次に6、のその他事項に進みます。</p> <p>(1)のJA関係、(2)支援センター関係、(3)町関係はそれぞれの担当者が欠席の為、報告等は省略し、(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第13ページをお願いします。</p> <p>(4)事務局関係について</p> <p>ア農業者等との意見交換会について</p> <p>令和4年1月28日(金)総会後に開催予定としていたが新型コロナウイルス感染拡大を懸念し中止し、書面会議とする。書面会議用の資料を添付しましたので、別途を参照の上、ご意見を2月10日(木)までに事務局へお願いします。</p> <p>イ令和3年度農業者年金加入推進記録簿の提出について</p> <p>事務局への提出期限：令和4年2月25日(金)まで</p>

農業者年金加入推進部長（農業委員長）は令和4年2月18日（金）までに提出

ウ、 当面の会議・行事日程等について

○令和3年度佐久地域選出長野県議会議員との農政懇談会※中止
令和4年1月18日（火）佐久グランドホテル

○自然保護審議会（農政部長）
令和4年1月25日（火）13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○軽井沢町農業委員会第19回総会
令和4年1月28日（金）13時30分から 役場1階 第1会議室

○農業者等との意見交換会※中止
令和4年1月28日（金）総会終了後に発地市庭で開催（終了後に懇親会）

○軽井沢町長期振興計画審議会
令和4年2月4日（金）13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○農業委員会2月役員会
令和4年2月16日（水）場所 役場2階 第5会議室

○軽井沢町農業委員会第20回総会（予定）
令和4年2月25日（金）13時30分から 場所 役場2階 第3・4会議室

○農業委員会3月役員会
令和4年3月16日（水）13時30分から 場所 役場2階 第5会議室

○軽井沢町農業者年金推進協議会理事会（予定）
令和4年3月25日（金）13時30分から 場所 役場2階 第3・4会議室

○軽井沢町農業委員会第21回総会（予定）
令和4年3月25日（金）15時00分から 場所 役場2階 第3・4会議室

○軽井沢町農業委員会4月役員会
令和4年4月18日（月）13時30分から 場所 第5会議室

○軽井沢町農業委員会第22回総会（予定）
令和4年4月28日（木）13時30分から 会議室未定

○軽井沢町農業者年金推進協議会総会（予定）
令和4年4月28日（木）16時30分から 会場未定 親睦会未定

エ、配布資料等について

○全国農業新聞普及推進一覧表（令和4年1月1日現在）、目標部数74部に対しまして現在76部加入でございます。本年度の目標は達成していますが、引き続き、未加入者への加入推進のご協力をお願いいたします。

○次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和4年1月15日現在の情報でございます。「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」が展開され、当町では一人加入し、目標が達成されました。農政部長よりの推薦者でしたが、改めてお礼申し上げます。引き続きまして委員の皆様のご活動をお願いいたします。また令和4年は年金制度が改正されます。下限額の引き下げなど、従来の加入要件が緩和されてもおりますので、別紙チラシにてご確認ください。

○新型コロナウイルス関連情報について
現在、長野県は蔓延防止措置が適用されています。それに伴う情報をご提供いたします。感染防止策の徹底やPCR検査が受けられる箇所が医療機関だけではなく、指定される薬局でも可能となりましたので別紙をご確認ください。

○農政部長の農業新聞掲載記事についてですが、1月14日発行の新聞に依田農政部長のご自身の農業者としての取り組みや委員としての活動内容が掲載されております。このような情報媒体を通じて他の農業者へPRしていくことは相互の理解や、軽井沢の農業の発展には必要なことであると認識しております。皆様も何か掲載したいような内容がありましたら、事務局や農業会議へご

	<p>連絡のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>○収入保険について 既存の対象作物が限定される経営所得安定対策等の補償制度とは別途で、幅広く保険が適用される収入保険制度のご案内となりますので、別紙をご確認ください。</p> <p>○アンケート調査について 信州大学から農業委員、推進委員の皆様へ別紙のアンケート調査依頼がございました。軽井沢町は信州大学と連携し、地域課題を把握した上で、今後の行政の各分野を発展させていく取り組みを行っております。農業分野における今後の方針の参考とさせていただくためにも調査へのご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、回答方法については返信用封筒がございますので、そちらをご利用ください。</p> <p>その他で一点、ご報告いたしますが、お手元に農地意向調査表を配布しております。遊休農地化した箇所の調査となりますが、所有者に直接、委員の皆様より配布いただき、2月末までに回収の上、事務局へご提出をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ただ今の事務局の説明に何かご質問等がありますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	他に全体を通して何かございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第19回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。
閉会 13時50分	